

高知県少子化対策推進県民会議規約

(名 称)

第1条 この会議は、高知県少子化対策推進県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

2 県民会議の愛称は「高知であい・子育て応援会議」とする。

(目 的)

第2条 県民会議は、子どもを生み育てやすい環境づくりに向け、県民の参画による県民運動として少子化対策の推進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 県民会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 少子化対策の県民運動としての気運醸成や意識啓発に関すること。
- (2) 関係団体における少子化対策の企画・推進に関すること。
- (3) 行政の少子化対策への提言に関すること。
- (4) 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画の推進に関すること。
- (5) その他県民会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第4条 県民会議は、別表に掲げる団体（以下「構成団体」という。）及び有識者等から、知事が委嘱する委員をもって構成する。なお、委員が構成団体を退いた場合は、その構成団体から後任者を充てる。

2 県民会議に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

3 役員は、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

6 県民会議には、委員のほかにオブザーバーを招集することができる。

(任期等)

第5条 委員の任期は2年とする。

2 委員の任期は、再任することを妨げない。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総 会)

第6条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

(部 会)

第7条 県民会議は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会員は、委員又は委員から推薦を受けた者のうちから、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会員のうちから会長が指名する。

4 その他部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(学識経験者等の参画)

第8条 会長は、必要に応じて、総会及び部会に学識経験者、関係機関の職員等の参画を求めることができる。

(事 務 局)

第9条 県民会議の事務局は、高知県地域福祉部少子対策課に置き、事務局長に少子対策課長をあてる。

(委 任)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、県民会議の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 12 月 3 日から施行する。

別 表

分 野	団 体 名 称
保健福祉	高知県民生委員児童委員協議会連合会 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
医療	一般社団法人 高知県医師会 一般社団法人 高知県歯科医師会 公益社団法人 高知県看護協会
教育	高知県保幼小中高 PTA 連合体連絡協議会 高知県高等学校長協会 高知県小中学校長会
幼稚保育	高知県保育所経営管理協議会 高知県保育士会 高知県国公立幼稚園・こども園会 高知県私立幼稚園連合会
青年	高知県青年団協議会 公益社団法人 高知青年会議所
男女共同	高知県連合婦人会
N P O	認定特定非営利活動法人 N P O 高知市民会議
経済	高知県商工会議所連合会 高知県商工会連合会 高知県中小企業団体中央会 高知県経営者協会
労働	日本労働組合総連合会高知県連合会
一次産業	高知県農業協同組合中央会 高知県森林組合連合会 高知県漁業協同組合連合会
地域	公益財団法人 高知県老人クラブ連合会 高知市老人クラブ連合会
報道	株式会社 高知放送 株式会社 テレビ高知 高知さんさんテレビ 株式会社 日本放送協会 高知放送局 株式会社 高知新聞社
地方自治体	高知県市長会 高知県町村会

オブザーバー

高知労働局